

鹿児島県警察の体力検定等の実施に関する訓令（概要）

（平成15年2月27日 鹿児島県警察本部訓令第4号）

本通達は、鹿児島県警察に勤務する警察官の体力検定及び体力テストの実施について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 体力検定等の実施種目
- 体力検定等の実施基準
- 体力検定等委員会の設置

等である。